

第2章 千歳市を取り巻く社会動向

2-1 世界・国際社会の動向

(1) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsとは、平成27年(2015年)9月に国連のサミットで決定された令和12年(2030年)までに達成すべき国際社会共通の17の目標です。この中には環境に関する「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策」や「目標15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失阻止」などの目標が定められています。持続可能な開発とは、環境を破壊し続けることなく、人びとの消費を支え続けられる世界のことであり、これを達成するために、一人ひとりがSDGsへ関心を持ち、その必要性を理解して行動に移すことが大切です。

※ 第3次計画の取組を推進することによって、SDGsの目標達成に寄与することから、関連する目標のアイコンを4-5「分野ごとの取組」に掲載しております。



■SDGsに関する17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる End poverty in all its forms everywhere</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3：あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4：全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5：ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う Achieve gender equality and empower all women and girls</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6：全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標7：全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標9：強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation</p>

	<p>目標 10：各国内及び各国間の不平等を是正する Reduce inequality within and among countries</p>
	<p>目標 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable</p>
	<p>目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する Ensure sustainable consumption and production patterns</p>
	<p>目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる Take urgent action to combat climate change and its impacts</p>
	<p>目標 14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development</p>
	<p>目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss</p>
	<p>目標 16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels</p>
	<p>目標 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development</p>

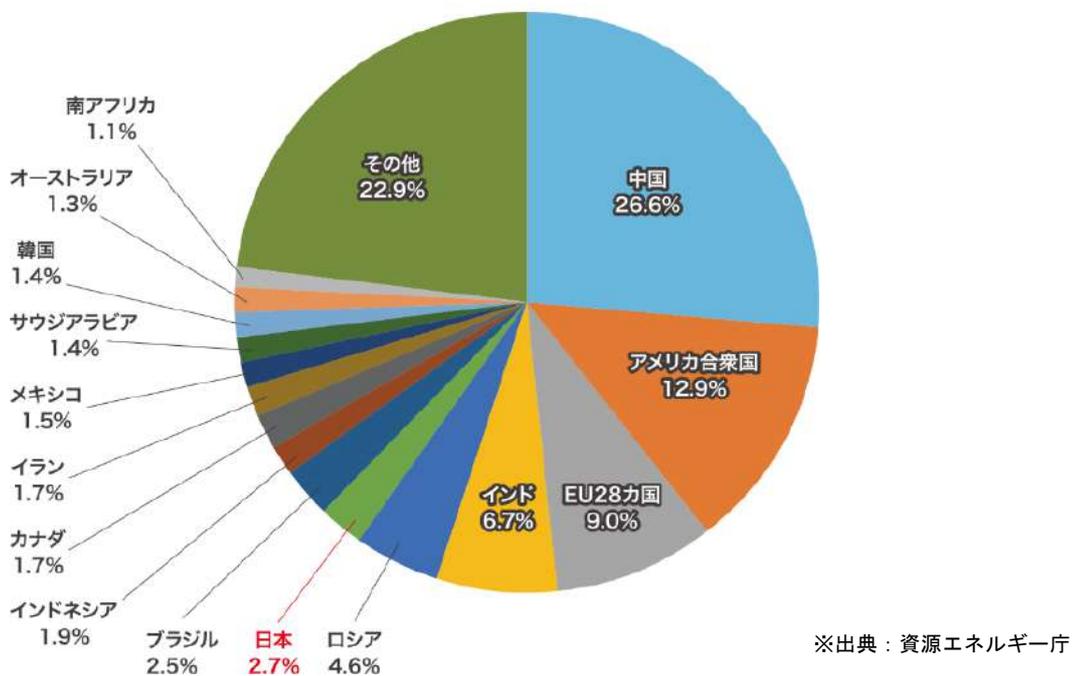
※出典：外務省

(2) パリ協定

パリ協定は、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催されたパリにおいて、平成 27 年（2015 年）12 月に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）です。これは、各先進国に温室効果ガスの排出量削減目標を規定した「京都議定書」に代わる新たな法的枠組であり、気候変動枠組条約に加盟する全ての国が参加しています。パリ協定で定められた目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を「2 度未満」に抑えることとしており、さらに追求すべき努力目標として「1.5 度未満」とすることが定められています。

日本は、温室効果ガス排出量を令和 12 年度（2030 年度）までに、平成 25 年（2013 年）比で 26%削減（平成 17 年（2005 年）比では、25.4%削減）を掲げています。

■各国別の温室効果ガス排出量（平成 30 年（2018 年））



■各国の削減目標（国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋）平成 27 年（2015 年）

国名	削減目標	比較年
中国	GDP当たりのCO ₂ 排出量を 2030年までに 60-65% 削減 <small>※2030年前後に、CO₂排出量のピーク</small>	2005年比
EU	2030年までに 40% 削減	1990年比
インド	GDP当たりのCO ₂ 排出量を 2030年までに 33-35% 削減	2005年比
日本	2030年度までに 26% 削減 <small>※2005年度比では25.4%削減</small>	2013年度比
ロシア	2030年までに 70-75% に抑制	1990年比
アメリカ	2025年までに 26-28% 削減	2005年比

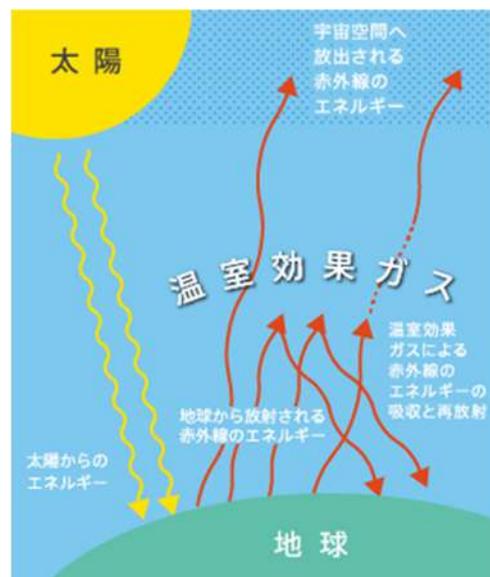
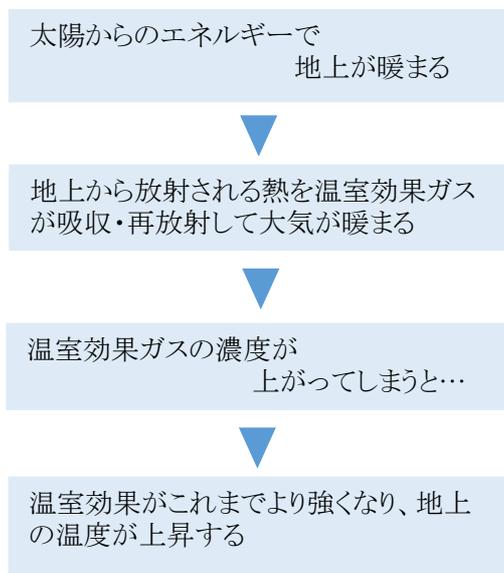
※出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（第 23 回締約国会議レポート）

(3) 地球温暖化の仕組み

太陽から届く光は地表を温め、その熱が赤外線の色で宇宙へ放射されます。その際に、大気中の二酸化炭素や水蒸気などのガスに吸収されて大気が暖められた温室のような状態になることを「温室効果」といいます。

近年の人間の活動拡大に伴って、大気中に温室効果をもたらす二酸化炭素、メタン等が大量に排出されることで、地球が過度に温暖化するおそれが生じています。令和2年(2020年)からパリ協定に基づき、世界規模で地球温暖化防止に向けた新たな取組がスタートしています。

■地球温暖化のメカニズム



※参考：環境省 COOL CHOICE

■近年の地球温暖化進行に伴う主な影響

農業・林業・水産業	農業	作物の品質変化や病虫害の分布の拡大
	林業	山地崩壊の危険性の増加や人工林等への影響
	水産業	海水温度の上昇に伴う水産資源の変化
水環境・水資源	水環境	水温上昇や河川の水質変化、渇水による上水道への影響
	水資源	
自然・生態系	生態系	植生や野生生物の分布の変化、生態系への影響
自然災害	水害	豪雨の増加に伴う水害の頻発化
	台風	大型台風増加による倒木やライフラインへの影響
	土砂災害	豪雨の増加に伴う災害発生リスクの増加
健康	暑熱	熱中症による死亡者数の増加
	感染症	デング熱等の媒介蚊の生息域の北上
産業・経済活動	金融・保険	自然災害による保険損害増加
	観光業	気候変動による観光地の地形変化等の影響
生活	ライフライン	自然災害によるインフラ機能への影響

※参考：環境省 令和元年度環境白書

2-2 国・北海道の動向

(1) 国の動向

国の環境施策の大綱を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて6年ごとに策定され、平成24年(2012年)に続く第五次環境基本計画が平成30年(2018年)4月に閣議決定されました。

○第五次環境基本計画の基本的方向性 環境省

【目指すべき社会の姿】

1. 「地域循環共生圏」の創造。
2. 「世界の範となる日本」の確立。
 - ①公害を克服した歴史
 - ②優れた環境技術
 - ③「もったいない」など循環の精神や自然と共生する伝統を有する我が国だからこそできることがある。
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現。

国では、第五次環境基本計画において、「SDGs（持続可能な開発目標）」や「パリ協定」といった国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す「地域循環共生圏」が提唱されています。



※出典：環境省 第五次環境基本計画概要「地域循環共生圏」

(2) 北海道の動向

北海道では、北海道環境基本計画（第2次計画）を平成28年（2016年）3月に改定しており、これまでの施策の進捗を踏まえて、「エコアイランド北海道」を目指した施策が示されています。

北海道の地域特性を踏まえて、低炭素社会や循環型社会、自然共生社会、安全安心な社会を目指した取組が示されています。

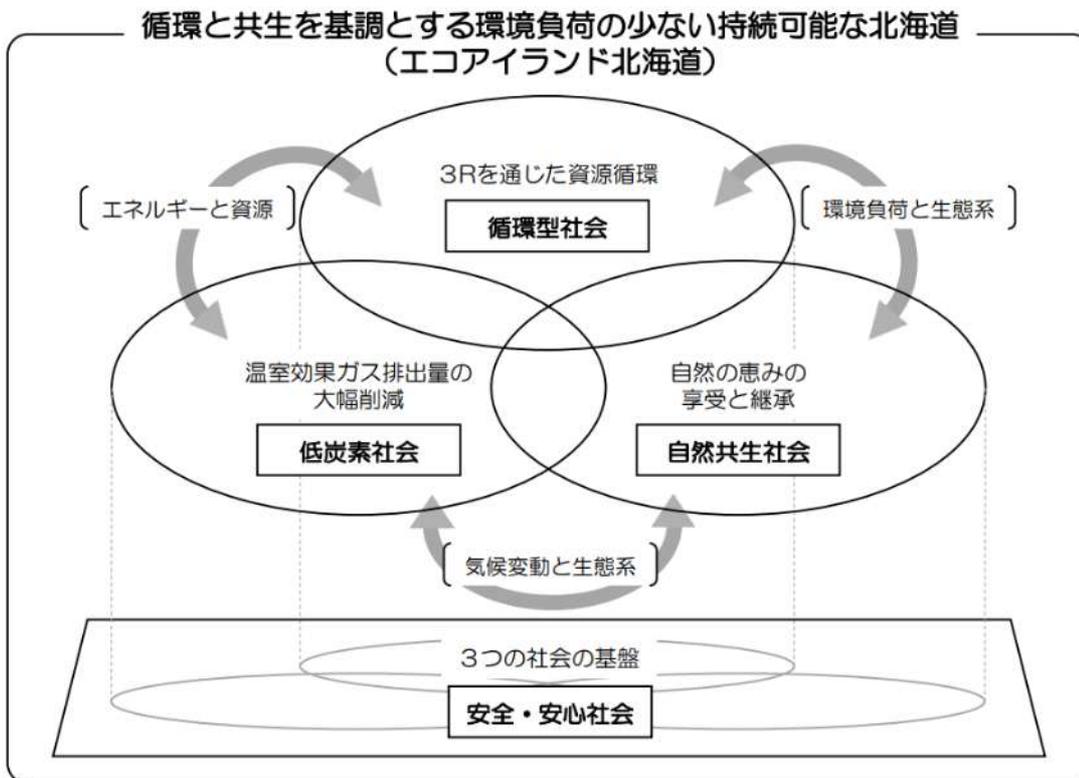
○北海道環境基本計画（第2次計画）（平成20年（2008年）3月策定）

- ・施策の進捗状況の点検・評価結果、環境及び社会経済の状況の変化を踏まえ、平成28年（2016年）3月に改定



【重点的に取り組む事項】

- 野生生物と共生する社会づくり
- 地域の資源を活用した持続可能な地域社会の形成
- 豊かな自然の次代への継承



※出典：北海道環境基本計画（第2次計画）改定版

